



愛知県教育委員会 川原馨教育長様

2025年12月22日

請願人 行政を考える住民の会
事務局 宮崎邦彦

連絡先 〒
請 願

職員（特に管理職）に、カンセリング、および話芸（落語、講談、浪曲等）を、時間と経費を確保して、早急に習得させ、職員等に対する対応において、納得してもらえる力をつけてもらうことを求める請願。

請願の趣旨、理由。

- 1 12月19日、教育委員会会議において、「カスハラ」にならない取り組みを求める請願を提出。

事務局からの説明は、要約すると（規則等）整備されているとのことであった。

法律で、禁止されていることでも、破られるから、法整備がされていても、安心とは言えないのです。問題は起きるのです。ではどうするかです。

どうするかを、出来るのが、するのが教育委員会です。請願者の気持ちを理解しているとは言えない説明でした。

- 2 もう1つは、差別的言動を行い公に謝罪していない人は、学校の教育活動にかかわらせないで、という内容でした。

請願者は、県立高校職員。

校長は問題ないとして、公に謝罪していない人を学校に招いたということです。

呼ばれたその日に、当事者が、弁明して、質問を受け、今後同じ過ちを生徒のみなさんはしないでくださいということで、納得してもらい、そしてその日の、話をすることもできたかもしれない。それすらも、触れなかったら、どうしようもないとしか言いようがない。

呼ばれた人の、属する会社は、嚴重注意を行ったということであるが、どのような注意なのか不明。

同様に呼ばれることになった本人は、何を言ってどのように差別であったと受け止めているのか、なぜそうなった（差別的に）のか等の説明が明確にされていない。つまり公の場での謝罪がないということであろうと思われる。送り出す会社が、嚴重注意といったとしても、その内容が、重大であり。本人に公の場での謝罪等がないことが、問題がありなぜさせないのか（公の場での謝罪等）理解できない。

その会社も、組織的問題であるということである。問題の会社の言い分を、根拠にしている（その人を呼んだ）学校も問題であるということになる。

この請願者の、主張をどのように対応したのか、細かいことが不明なのではあるが、(学校が) 人の話を聞き、対応できなかったことが、残念であるとしか言いようがない。聞く力、説得できる力、がなかったといわれても仕方がない。

3 12月19日、職員の処分が発表されている。

処分に関する事例は、勤務する学校に、斧をもって、校長に面会を求めたということである。(どういうことと思った事案)

校長の電話の対応を問題にしたとの報道である。

請願でカスハラにならないための対応を求めた、時に既に、起きていた事件である。事務局職員からは、まったく何もなかったかのような請願に対する、説明であった。

少しは、臨場感をもった説明が欲しかった。もしかしたら、説明している担当者、担当課は、ひとごとだったのかと、悲しい気持ちです。

今してもらいたいことをとおもい今回の請願をしました。

請願事項

- 1 管理職職員等に対して、予算を組んで、専門機関によるカンセラーの研修を行うこと。
- 2 管理職職員等に対して、予算を組んで、専門機関による、話芸(落語、講談、浪曲、演劇等)の、研修を行うこと。
- 3 緊急対応としては、各職場において、問題事案に対する(現在抱えている事案など)職員役対客役 および記録者 によるシミュレーションを行い検討すること。その後、それぞれの報告書を作成しておくこと。

口頭意見陳述希望